

勤労者の
皆さまへ

老後の財産作りのために 「財形年金貯蓄」を始めませんか？

ご存じですか？

- **60歳以上の無職世帯では、消費支出に対し実収入が不足しているという調査報告があります**（※1）。老後の財産作りを早めに準備することは、ゆとりある老後生活のためにも大切です。

（※1）平成28年総務省家計調査報告によれば、高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯）では、消費支出に対し、実収入が1ヶ月間で54,711円不足しています。

「財形年金貯蓄」とは？

- 「財形年金貯蓄」は、勤労者が会社の協力を得て、給与から一定額を天引きして行う、**老後の財産作り**を目的とした積立貯蓄です。
- 毎月コツコツと給与天引きにより計画的に貯蓄をすることで、**60歳以後、年金としての定期的な受取り**ができるため、老後の財産作りに最適です。
- なお「財形年金貯蓄」の申込みには、**55歳未満の勤労者**であることや、**積立期間が5年以上**であること等の条件があります。

財形年金貯蓄のメリット

- ① 利子等が**非課税**となる税制上の優遇措置があります！（※2）
- ② **給与天引き**で知らず知らずのうちに確実に財産作りができます！
- ③ お申込みや払戻しも**職場で手続き**ができるのでとても簡単です！

（※2）「財形年金貯蓄」は、預貯金等の商品の場合、元利合計550万円まで利子等が非課税となります。（保険等の商品では385万円まで）

制度のご相談・お問い合わせは、お勤め先の
給与・福利厚生を担当者までお願いします。

※制度のご利用は、お勤め先が財形貯蓄制度を導入する必要があります。

